

令和8年度（令和7年分） 市民税・県民税 申告の手引き

令和8年度の市民税・県民税は、令和8年1月1日に有田市に住居登録のある方について、令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得に基づき課税されます。

申告の必要がない方以外は、有田市に対して市民税・県民税申告書により収入等を申告していただく必要がありますので、本手引きを参考に申告書を作成し申告してください。

○有田市への申告が必要ない方

別紙「令和8年度（令和7年分）市民税・県民税 申告の要否確認フローチャート」も参考にしてください

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 所得税の確定申告書を提出される方2 給与収入のみで、勤務先から有田市へ給与支払報告書が提出されている方 （給与支払報告書の提出の有無については勤務先へご確認ください）3 公的年金等収入のみの方4 給与収入と公的年金等収入しかなく、勤務先から有田市へ給与支払報告書が提出されている方 <p>※ 申告が必要ない方であっても、源泉徴収票に記載されている所得控除以外の控除（医療費控除など）を追加したい場合は申告してください。</p> <p>※ 収入が無い方や、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみであった方でも、国民健康保険加入者の方や非課税証明が必要になる方などは申告してください。</p> |
|---|

※所得税の確定申告が不要な方でも、上記に当てはまらない場合は有田市への申告が必要です。

〔例：1か所から源泉徴収の対象となる給与を受けていて、それ以外の各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが市への申告は必要です。〕

○申告方法・提出書類

電子申告、郵送又は来庁し申告書等を提出してください（できるだけ電子または郵送での申告をお願いします）。申告されるときに必要な書類は次のとおりです。

収入のなかった方や、遺族年金などの非課税所得のみであった方で、控除の申告をしない場合は、本ページ下部の「所得・控除を申告するときに必要な添付書類」は提出不要です。

方法1. 電子申告（スマートフォン等から申告書の作成とオンラインによる送信）に必要なもの

詳細は、有田市ホームページより「電子申告について」（右のQRコード）をご覧ください



[電子申告について]

- 1 マイナンバーカード・2種類の暗証番号（数字4桁のもの、英数字6～16桁）
- 2 スマートフォン、またはパソコン・ICカードリーダー
- 3 マイナポータルアプリ
- 4 メールアドレス
- 5 本ページ下部の「所得・控除を申告するときに必要な添付書類」（PDFや画像等のファイルを添付）

方法2. 書面での申告（郵送又は来庁による窓口提出）に必要なもの

- 1 申告書（電話番号の記載を忘れずお願いします）
- 2 個人番号カード（マイナンバーカード）の写し（両面）又は
個人番号通知カード + 身元確認書類（運転免許証・パスポート・障害者手帳など）の写し（両面）
- 3 本ページ下部の「所得・控除を申告するときに必要な添付書類」

※申告相談に来られる場合は上記書類の原本をご持参ください。

※代理人の方が申告相談に来られる場合は代理人の方の身元確認書類もご持参ください。

所得・控除を申告するときに必要な添付書類（方法1・方法2のどちらの場合にも必要）

- 1 所得を証明できる書類
 - (1) 給与・年金所得のある方は、源泉徴収票の写し
 - (2) 利子・配当・雑・譲渡・一時所得がある方は、収入額及び必要経費がわかる書類等の写し
- 2 社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険など）、生命保険料、地震保険料控除を受けられる方は各種控除証明書
- 3 障害者、勤労学生等の各種控除を受けられる方は、障害者手帳又は証明書、学生証等の写し
- 4 医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書
- 5 寄附金控除を受けられる方は、寄附金受領書や証明書等

○申告書の書き方

申告書に主に記載していただく内容は、「収入額」、収入から経費等を差し引いた「所得額」、所得から差し引くことのできる金額である「控除額」です。

$$\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{経費等}} = \boxed{\text{所得額}}$$
$$\boxed{\text{所得額}} - \boxed{\text{控除額}} = \boxed{\text{税金のかかる所得額}}$$

※ 以下の手順は、書面での申告される場合を主として記載しています。電子申告の場合は、スマートフォン等の画面操作に従い、ご入力ください。

手順1 本人情報を記入する

申告書表面上部に住所、氏名、氏名フリガナ、生年月日、個人番号、電話番号、提出年月日を記入してください。郵送の場合は電話番号の記入漏れがないようにしてください。

代理人が来庁し提出される場合は代理人欄についても記入してください。

収入のなかった方や、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみであった方は、本人情報に加え、以下の2箇所をご記入ください。

記入箇所)

- 申告書表面 右側中段「2所得金額」の「合計②欄」に、「0（ゼロ）」をご記入ください
- 申告書表面 左側下部「令和7年中収入がなかった方」欄に、1年間どのように生計を立てられていたのか、該当する項目に○をつけ、必要事項をご記入ください

上の内容に該当の方については、申告書にご記入いただく内容は、以上で終わりです。

手順2 収入金額、所得金額を計算し記入する

以下に記載する収入について、種類ごとに計算、記入してください。

①営業等

| | |
|--|--|
| 卸売業・小売業・製造業・修理業・建設業・金融業・運輸業・サービス業などから生ずる収入 | |
| 計算方法 | 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 所得金額 |
| 記入方法 | 別紙1を参考に申告書裏面「令和7年分収支内訳書」を記入し、算出された収入金額、所得金額を申告書表面「1収入金額等」の「ア」欄及び「2所得金額」の「①」欄へ記入してください。 |

②農業

| | |
|-------------------------------|--|
| 農産物の生産・果樹などの栽培・家畜の飼育などから生ずる収入 | |
| 計算方法 | 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 所得金額 |
| 記入方法 | 別紙1を参考に申告書裏面「令和7年分収支内訳書」を記入し、算出された収入金額、所得金額を申告書表面「1収入金額等」の「イ」欄及び「2所得金額」の「②」欄へ記入してください。 |

③不動産

| | |
|---|--|
| 貸家・貸事務所・貸室・アパート・貸ガレージ・貸宅地・ネオンサイン設置などによる収入 | |
| 計算方法 | 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 所得金額 |
| 記入方法 | 別紙1を参考に申告書裏面「令和7年分収支内訳書」を記入し、算出された収入金額、所得金額を申告書表面「1収入金額等」の「ウ」欄及び「2所得金額」の「③」欄へ記入してください。 |

④利子

| | |
|--|---|
| 公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配金の所得 ※国内の普通預金等の利子など、あらかじめ税が源泉徴収されているものは申告不要です。 | |
| 計算方法 | 収入金額 = 所得金額 |
| 記入方法 | 申告書表面「1収入金額等」の「エ」欄及び「2所得金額」の「④」欄へ収入金額を記入してください。 |

⑤配当

| | |
|---|--|
| 信用金庫や農協などへの出資の配当、株式の配当、商法上の「金銭の分配」（いわゆる中間配当）、企業組合・農事組合法人などの剰余金の分配、建設利息、相互保険会社の基金利息、証券投資信託（公社債投資信託を除きます。）の分配金などの所得 | |
| 計算方法 | 収入金額 - 必要経費（負債の利子） = 所得金額 ※負債の利子は、株式の購入や出資をするために借り入れた負債の利子に限ります。 |
| 記入方法 | 申告書表面「1収入金額等」の「オ」欄へ収入金額を、「2所得金額」の「⑤」欄へ所得金額を記入してください。申告書裏面「〇配当所得に関する事項」へも必要事項を記入してください。 |

⑥給与

| | |
|--|--|
| 俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得 ※建設業等で一人親方として受けた外注、委託業務による収入は①営業等所得としてください。 | |
| 計算方法 | 別紙2表面「●給与及び公的年金等（雑）所得の計算」を使用し計算してください。 |
| 記入方法 | 申告書表面「1収入金額等」の「カ」欄へ収入金額を、「2所得金額」の「⑥」欄へ所得金額を記入してください。 |

⑦雑（公的年金等）

| | |
|--|--|
| 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金など | |
| 計算方法 | 別紙2表面「●給与及び公的年金等（雑）所得の計算」を使用し計算してください。 |
| 記入方法 | 申告書表面「1収入金額等」の「キ」欄へ収入金額を、「2所得金額」の「⑦」欄へ所得金額を記入してください。 |

⑧、⑨雑（業務、その他）

| | |
|---|--|
| <p>（業務） 営利を目的とした継続的な副業により生ずる収入（例：原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得）</p> <p>（その他） 生命保険の年金（個人年金）、互助年金など、上記以外のものによる所得</p> | |
| 計算方法 | 収入金額 - 必要経費 = 所得金額 ※個人年金について計算する際は、保険会社発行の年金支払証明書などをご用意ください。 |
| 記入方法 | 業務の収入金額は申告書表面「1収入金額等」の「ク」欄へ、その他の収入金額は申告書表面「1収入金額等」の「ケ」欄へ記入してください。 業務の所得金額は申告書表面「2所得金額」の「⑧」欄へ、その他の所得金額は申告書表面「2所得金額」の「⑨」欄へ記入してください。 申告書裏面「〇雑所得（公的年金等以外）に関する事項」へも必要事項を記入してください。 |

⑩総合譲渡・一時

| | |
|--|---|
| <p>（総合譲渡） 車輛、船舶、機械、ゴルフ会員権、骨董品、貴金属などの資産の譲渡による所得 所有期間が5年以下である資産の譲渡は「短期譲渡所得」 所有期間が5年を超える資産の譲渡は「長期譲渡所得」となります。</p> <p>（一時） 生命保険の満期返戻金など</p> | |
| 計算方法 | 申告書裏面「〇総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の表に収入金額、必要経費、特別控除額等を記入し計算してください。 ※特別控除額は譲渡所得と一時所得でそれぞれ50万円です。ただし、「収入金額-必要経費」が50万円未満の場合はその金額が上限となります。 |
| 記入方法 | 申告書裏面で計算した内容を、裏面の説明書きのとおり表面へ転記してください。 |

手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除額）を計算し記入する

以下に該当する場合は、記載している方法により所得控除額を計算し、記入してください。

⑬社会保険料控除

| | |
|--|---|
| あなたが前年中に支払った社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）がある場合 ※生計を一にする配偶者その他の親族のために支払ったものも含まれます。 | |
| 計算方法 | 支払った金額がそのまま控除額となります。 |
| 記入方法 | 申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「社会保険料控除」欄に社会保険の種類ごとに支払額を記入してください。 支払額の合計額を申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「⑬」欄へ記入してください。 |
| 必要資料 | 控除証明書など、支払ったことが確認できる資料 |

⑭小規模企業共済等掛金控除

| | |
|--|--|
| 小規模企業共済（旧第二種共済契約を除く）や心身障害者扶養共済掛金、個人型確定拠出年金などの掛金を前年中に支払った場合 | |
| 計算方法 | 支払った金額がそのまま控除額となります。 |
| 記入方法 | 支払額の合計額を申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「⑭」欄へ記入してください。 |
| 必要資料 | 掛金払込証明書 |

⑮生命保険料控除

| | |
|--|--|
| 生命保険契約、介護医療保険契約、個人年金保険契約について、前年中にあなたが保険会社へ支払った保険料がある場合 | |
| 計算方法 記入方法 | (1) 保険会社等が発行する控除証明書を見ながら、申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の生命保険料控除欄へ保険種類ごとの合計を記入してください。 (2) 種類ごとの合計金額を別紙3表面「●生命保険料控除額の計算」へ転記し、別紙の手順により控除額を計算してください。 (3) 別紙で計算した控除額を申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「⑮」欄へ記入してください。 |
| 必要資料 | 控除証明書 |

⑯地震保険料控除

| | |
|--|--|
| あなたや、あなたの扶養親族等の地震保険契約、旧長期損害保険契約について、前年中にあなたが支払った保険料がある場合 | |
| 計算方法 記入方法 | (1) 保険会社等が発行する控除証明書を見ながら、申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の地震保険料控除欄へ保険種類ごとの合計を記入してください。 (2) 種類ごとの合計金額を別紙3表面「●地震保険料控除額の計算」へ転記し、別紙の手順により控除額を計算してください。 (3) 別紙で計算した控除額を申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「⑯」欄へ記入してください。 |
| 必要資料 | 控除証明書 |

⑰、⑱寡婦、ひとり親控除

次の条件に当てはまる方。

| 条 件 | 控除種類・控除額 |
|--|--|
| 婚姻歴や性別に関わらず未婚の方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子があり、合計所得（★）が500万円以下の方 ※事実婚状態となっている場合は控除対象外です。 ※この場合の子は、他の人の扶養親族等になっていない人に限られます。 | ひとり親控除・30万円 |
| 夫と離婚した後再婚していない方で、扶養親族があり、合計所得（★）が500万円以下の方 ※事実婚状態となっている場合は控除対象外です。 | 寡婦控除・26万円 |
| 夫と死別した方、または夫が生死不明となった方で、再婚しておらず、合計所得（★）が500万円以下の方 ※事実婚状態となっている場合は控除対象外です。 | |
| 記入方法 | (1) 申告書表面右上部の「本人該当項目」欄について、当てはまる控除種類へチェックをし、寡婦控除の場合は寡婦となった理由で該当するものに丸を付けてください。 (2) 申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「⑰～⑱」欄へ控除額を記入してください。 |

★合計所得は申告書表面「2所得金額」の「②」欄の額です。

⑱勤労学生控除

| | |
|---|---|
| 学生で、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、給与所得等の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の場合 | |
| 控除額 | 26万円 |
| 記入方法 | (1) 申告書表面右上部の「本人該当項目」欄について、勤労学生にチェックを入れ、学校名を記載してください。 (2) 申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「⑱～⑳」欄へ控除額を記入してください。なお、障害者控除もある場合は合算し記入してください。 |
| 必要資料 | 学生証または学校から交付される証明書 |

㉑障害者控除

あなたや、あなたの扶養親族等について次の条件に当てはまる場合の控除です。

| 条 件 | | 種類・控除額 |
|--|--|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、戦傷病手帳、精神障害者福祉手帳の発行を受けている ・精神保健指定医や児童相談所などにより知的障害者と判定されている ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けているなど | | 障害者 26万円 |
| 上記のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている ・重度の知的障害者（療育A）と判定されている ・いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない状態である（半年以上寝たきり、介護を受けなければ排便等をすることができない程度の方） | | 特別障害者 30万円 |
| あなたやあなたの扶養親族等が特別障害者で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常況としている（老人ホームなどへ入所している場合は除きます） | | 同居特別障害者 53万円 |
| 記入方法 | (1) 条件に当てはまる方が本人である場合、申告書表面右上部の「本人該当項目」欄について、「障害者」へチェックをし、障害の種類、級、手帳交付年月日を記入してください。 条件に当てはまる方が扶養親族等である場合、申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の配偶者、扶養親族についての欄へ障害の種類、級を記入してください。 (2) 申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「⑱～⑳」欄へ控除額を記入してください。なお、勤労学生控除もある場合は合算し記入してください。 | |

㉒配偶者控除、㉓配偶者特別控除

| | |
|--|---|
| あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除です。 | |
| 控除額 | 配偶者の方の所得を事前にお調べのうえ、別紙3裏面「●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表」を参照し確認してください。 |
| 記入方法 | (1) 申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者（特別）控除 同一生計配偶者」欄へ配偶者の氏名や個人番号、所得金額等を記入してください。 (2) 別紙3裏面「●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表」で確認した控除種類に応じて申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「㉒」欄または「㉓」欄へ控除額を記入してください。 |

㉔扶養控除・㉕特定親族特別控除

| | |
|---|--|
| あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、合計所得金額が58万円以下の方を扶養している場合、もしくは特定親族（19歳以上23歳未満の親族）の場合はその者の合計所得金額に応じて受けられる控除です。 | |
| 控除額 | 別紙3裏面「●扶養控除一覧表」「●特定扶養控除・特定親族特別控除一覧表」を参照し確認してください。特定親族を控除対象者とする場合は、特定親族の方の所得を事前にお調べください。 |
| 記入方法 | (1) 申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「扶養控除・特定親族特別控除」欄または「16歳未満の扶養親族」欄へ扶養親族の氏名や個人番号等を記入してください。 ※16歳未満（H22.1.2以降生）の扶養親族については扶養控除の対象となりませんが、市県民税の非課税限度額の算定に必要なため、該当者がいる場合は、記入してください。 (2) 別紙3裏面「●扶養控除一覧表」「●特定扶養控除・特定親族特別控除一覧表」で確認した控除額を申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「㉔」欄または「㉕」欄へ記入してください。控除対象扶養親族が複数いる場合は控除額を合算し記入してください。 |

㉖基礎控除

| | | |
|--|--|------|
| あなたの合計所得金額に応じて決まる控除です。申告書表面右側「2所得金額」の「合計⑫」の値が下記のいずれに該当するか確認し、控除額を確認してください。 | | |
| 控除額 | 合計所得金額⑫が2,400万円以下 | 43万円 |
| | 合計所得金額⑫が2,400万円超、2,450万円以下 | 29万円 |
| | 合計所得金額⑫が2,450万円超、2,500万円以下 | 15万円 |
| | 合計所得金額⑫が2,500万円超 | 0円 |
| 記入方法 | 申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「㉖」欄へ控除額を記入してください。 | |

㉗雑損控除

| | |
|---|--|
| あなたや、あなたの扶養親族等が災害、盗難、横領などにより生活用資産等に損害を受けた場合 | |
| 控除額 | 次のいずれが多いほうの金額 (1) 差引損失額 - (合計所得金額② + 退職所得額 + 山林所得額) × 10% (2) 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 ※差引損失額 = 損失額 - 保険金等による補填額 |
| 記入方法 | 申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「㉗」欄へ控除額を記入してください。 |
| 必要書類 | 罹災証明、災害関連支出の金額の領収書、盗難があったことの証明、など |

㉘医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

医療費控除またはセルフメディケーション税制のどちらか一方のみ選択できます。併用はできません。

（医療費控除）

| | |
|---|--|
| あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが支払った医療費が一定額以上ある場合 | |
| 控除額 | (支払った医療費) - (保険等により補てんされた額) - ((合計所得金額②+退職所得額+山林所得額) × 5% か 10万円 のいずれか低い額) |
| 記入方法 | (1) 申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「医療費控除もしくはセルフメディケーション税制」欄の「医療費控除」にチェックをし、支払った金額などを記載してください。 (2) 計算した控除額を申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「㉘」欄へ記入してください。 |
| 必要書類 | 医療費控除の明細書 (注)令和3年度申告からは領収書原本の添付は受け付けられません。必ず支払状況を記入した医療費控除の明細書を添付してください。なお、明細書様式は国税庁HPからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布しています。 |

（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））

| | |
|---|---|
| あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定の医薬品の購入費が12,000円以上ある場合 | |
| 控除額 | (スイッチOTC医薬品の購入費 - 保険等により補てんされた額) - 12,000円 |
| 記入方法 | (1) 申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「医療費控除もしくはセルフメディケーション税制」欄の「セルフメディケーション税制」にチェックをし、支払った金額などを記載してください。 (2) 計算した控除額を申告書表面右下部「4所得から差し引かれる金額」の「㉘」欄へ記入してください。 |
| 必要書類 | セルフメディケーション税制の明細書 一定の取組を行ったことを明らかにする書類(予防接種の領収書や健康診断の結果通知表など) (注)令和3年度申告からは領収書原本の添付は受け付けられません。必ず支払状況を記入した医療費控除の明細書を添付してください。なお、明細書様式は国税庁HPからダウンロードできるほか、市役所窓口でも配布しています。 |

手順4 その他の事項を記入する

（寄附金に関する事項）

都道府県、市区町村、和歌山県共同募金会、日本赤十字社和歌山県支部、又は和歌山県又は有田市の条例で指定された団体へ2,000円を超える寄附金を支出した場合は申告書裏面右下部「○寄附金に関する事項」の該当する欄へ寄附金額を記入してください。

（所得金額調整控除に関する事項）

給与等の収入金額が850万円を超えている方で、年齢23歳未満又は特別障害者である扶養親族を有するが、全員他者の申告等において扶養控除の対象となっている場合、申告書裏面「○所得金額調整控除に関する事項」欄へその扶養親族のうち1名について氏名等を記入してください。

（同一生計配偶者に関する情報の記入）

合計所得金額が1,000万円を超える方については、配偶者を配偶者控除及び配偶者特別控除の対象とすることはできませんが、生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）が、令和7年中の合計所得金額が58万円以下のときは、申告書表面左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「同一生計配偶者配偶者（特別）控除」の欄に配偶者の氏名等を記入してください。